

トップページ > 本年10月、政管健保は「協会けんぽ」に変わります

本年10月、政管健保は「協会けんぽ」に変わります

中小企業等で働く従業員やその家族の皆様が加入されている健康保険(政府管掌健康保険)は、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、平成20年10月1日、新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。

協会設立で変わります。

1. 組織や職員が変わります。

協会は、非公務員型の法人として新たに設立される保険者であり、職員は公務員ではなく民間職員です。

協会の理事長や各都道府県の支部長はすべて民間出身者を登用する等民間からの採用を進め、民間のノウハウを積極的に採り入れていきます。

2. サービスが変わります。

民間のノウハウやIT・システムを活用し、被保険者や事業主の皆様の視点からサービスの向上を図っていきます。

3. 地域により密着した運営に変わります。

都道府県ごとに支部を設け、地域の身近な保険者として地域の被保険者や事業主の皆様のご意見に基づき、生活習慣病の予防など地域の実情に応じた事業を展開しています。

4. 仕事の仕方が変わります。

民間の法人として職員の意識改革を図り、能力と実績に基づく人事制度の徹底を図るとともに、業務改革を進め、運営の効率化を図っていきます。

協会設立でも変わりません。

医療機関で受診された場合の自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の金額や要件など、健康保険の給付の内容は、協会設立後もこれまでと変わりません。

また、被保険者証については、平成20年10月以降順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在お持ちの被保険者証は引き続き医療機関等で使用できます。

【協会けんぽの理念】

《基本使命》

協会は、保険者として被用者に係る健康保険事業を行い、被保険者等の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって被保険者等の利益の実現を図る。

《キーコンセプト》

- ・事業主及び被保険者の意見に基づく自主自律の運営
- ・事業主及び被保険者への信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・事業主及び被保険者への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営